

5月3日、66回目の憲法記念日！

憲法記念日の5月3日、与野党が改憲、護憲双方の立場から論戦を繰り広げた。憲法改正の発議要件を定めた96条改正への賛否を巡り、自民党や日本維新の会、みんなの党、新党改革は推進する立場を表明。一方、民主党や共産党、生活の党、社民党、みどりの風は反対姿勢を強調し、公明党は慎重論を展開した。(毎日新聞5月4日)

96条から始める、その先には？

参院選まで、残すところ2ヶ月猶予、96条がまさに焦点になっています。ここで5月3日、江川紹子「**改憲バスに乗る前に**」と題した記事を紹介します。

安倍首相は改憲を夏の参院選の争点にする意向を改めて示し、「まず国民投票法の宿題をやる。その後に96条から始めたい」とのべている。ここに出てくる96条は憲法改正の手続きを定めた条文。改正の発議のために必要な「各議員の総議員の3分の2以上の賛成」を「過半数以上の賛成」にして、改正を容易にしようというのが、今回の改正の狙い。ただ、「96条から」との発言からも明らかのように、これはほんのとはば口にすぎない。では、ゴールはどこにあるのか。自民党は、昨年4月に「日本国憲法改正草案」を決定している。マスメディアでは、この問題となると、第9条を書き換えて軍隊である「国防軍」を設置することばかりがクローズアップされがち。確かに、それは重要なテーマではあるが、自民党が目指すゴールは、そういうレベルの(と敢えていうが)ものではない。まさに「革命」に匹敵するほどの価値観の変容を、国民に迫るものとなっている。

～略～

マスコミも改憲ありきの雰囲気になっているし、よく分からないけど96条だけなら変えてもいいかも・・・という人がいるかもしれない。でもそれは、行先も確かめずにバスに飛び乗るようなもの。バスに乗る前に、切符を買う前に、行先と停まる停留所は確かめよう。

私たちは、憲法によって守られている！

以前にも取り上げましたが、96条は憲法改正の手続きを定めたものです。憲法改正のハードルが下がる、つまり憲法改正が容易になればなるほど、時の政権にとって都合の良い憲法が追求されやすくなります。そうなれば、現行の憲法のように国民が公権力を拘束するためのものから、公権力の側が国民を合理的に統制するための道具になってしまうのではないでしょうか？ 紙面の都合上から、江川さんの記事の全文を掲載することは出来ませんでした。次の機会にゆだねることとしますが、自民党の「草案」の危険な部分についての展開がされています。「草案」では9条の改正に止まらず、13条の個人の尊重が消えたり、緊急事態の宣言が設けられたりしています。96条は96条では終わらないのです。行き先をしっかりと確かめようではありませんか。